

昭和三十六年法律第八十一号

技術研究組合法

目次

第一回 第一章 総則	(第六条—第五条)
第二回 第二章 組合員	(第七条—第十二条)
第三回 第三章 設立	(第十三条—第十五条)
第四回 第四章 管理	(第十六条—第五十七条)
第五回 第五章 解散及び清算	(第五十八条—第六十条)
第六回 第六章 条例	(第八十一条)
第七回 第七章 組織変更、合併及び新設分割	(第八十二条)
第一節 組織変更	
第二節 株式会社への組織変更	(第六十一条)
第三節 合併	(第八十三条)
第四節 吸収合併	(第八十九条—第九十九条)
第五節 新設合併	(第一百条—第一百八条)
第六節 新設分割	(第一百零一条—第一百八十九条)
第七節 株式会社を設立する新設分割	(第一百一十条—第一百八十九条)
第八節 合同会社を設立する新設分割	(第一百一十一条—第一百八十九条)
第九節 合同会社を設立する新設分割	(第一百一十二条—第一百八十九条)
第十節 登記の手続等	(第一百一十三条—第一百八十九条)
第十一節 登記の嘱託	(第一百一十四条—第一百八十九条)
第十二節 削除	(第一百一十五条)
第十三節 第二章 事業	
第一回 第一節 組合員のための試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。	
第二回 第二節 組合員に対する技術指導を行うこと。	
第三回 第三節 試験研究のための施設を組合員に使用させること。	
第四回 第四節 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。	
第五回 第五節 登記の手続等	(第一百一十六条—第一百八十九条)
第六回 第九章 雜則	(第一百一十七条—第一百七十九条)
第七回 第十章 罰則	(第一百一十八条—第一百九十二条)
第八回 第十一回 附則	
第九回 第一章 総則	
第十回 第二章 組合員	
第十五回 第三章 組合員	
第十五回 第四章 組合員名簿	
第十五回 第五章 登記の手続等	
第十五回 第六章 雜則	
第十五回 第七章 罰則	
第十五回 第八章 附則	

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(原則)

3 組合員は、次の要件を備えなければならない。
一 組合員が産業活動において利用される技術に関する試験研究(以下単に「試験研究」という。)を協同して行うことを主たる目的とする。

4 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

5 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

6 組合は、定款で定めるところにより、前項に用いてはならない。

7 組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。

8 組合は、定款で定めるところにより、前項に規定する者がほか、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国

9 組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

10 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第十六条第五項第三号を除き、以下同じ。)により行うことができる。

11 組合員は、定款で定めるところにより議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

12 組合員は、五人以上の組合員を代理すること

13 組合は、次の事業を行ふことができる。

14 組合員のための試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。

15 組合員に対する技術指導を行うこと。

16 組合は、試験研究のための施設を組合員に使用させること。

17 組合員は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

18 組合員は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

19 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。ただ

20 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一 組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は書き出される請求

21 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(自由脱退)

22 組合員は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

23 組合員は、九月三十日までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

24 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

25 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

26 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

27 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

28 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

29 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

30 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

31 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

32 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

33 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

34 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

35 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

36 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

37 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

38 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

39 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

40 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

41 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

42 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

43 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

44 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

45 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

46 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

47 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

48 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

49 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(定期脱退)

50 組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。
(法定脱退)

し、定款で定めるところにより、将来賦課されべき費用の納付に充てることを約して組合に

請求することができる。

金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

(使用料及び手数料)

組合は、定款で定めるところにより、使

用料及び手数料を徴収することができる。

(自由脱退)

組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。

(定期脱退)

組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。

(法定脱退)

組合員は、三十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。

(定期脱退)

すおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

8 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九

条、第八百七十三条第二項（第一号に係る部分に限る）、第八百七十三条の二、第八百七十七条本

文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本

文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定

は、第六項の許可の申立てに係る事件について

準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（代表理事）

第三十一条 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判

上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5 第二十六条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び会社法第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。

（役員の兼職禁止）

第三十二条 監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等）

第三十三条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引し、その承認を受けなければならない。

二 組合が理事の債務を保証することとの他理事事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事實を理事会に報告しなければならない。

4 条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

（役員の組合に対する損害賠償責任）

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成したものと推定する。

3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成した

ものとみなす。

4 第一項の責任は、組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき悪意又は重大過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けけるべき財産上の利益の一

年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができ

る。

6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額

（理事の自己契約等）

第三十三条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引し、その承認を受けなければならない。

二 組合が理事の債務を保証することとの他理事事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事實を理事会に報告しなければならない。

（役員の兼職禁止）

第三十二条 監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等）

第三十三条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引し、その承認を受けなければならない。

二 組合が理事の債務を保証することとの他理事事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事實を理事会に報告しなければならない。

（役員の兼職禁止）

第三十二条 監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等）

第三十三条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引し、その承認を受けなければならない。

二 組合が理事の債務を保証することとの他理事事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事實を理事会に報告しなければならない。

（役員の兼職禁止）

第三十二条 監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等）

第三十三条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引し、その承認を受けなければならない。

二 組合が理事の債務を保証することとの他理事事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事實を理事会に報告しなければならない。

（役員の兼職禁止）

第三十二条 監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の第三者に対する損害賠償責任）

第三十五条 役員がその職務を行つて悪意又は重大過失があつたときは、当該役員は、当該行為を行つたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為を行つたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 前項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

2 理事 次に掲げる行為

イ 第三十八条第一項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ 虚偽の登記

3 前項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

4 前項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

5 第三十八条第一項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

6 第三十八条第一項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

7 第三十八条第一項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

8 第三十八条第一項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

9 第三十八条第一項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員の連帯責任）

第三十六条 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（補償契約）

第三十六条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならぬ。

（役員の連帯責任）

第三十六条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償する

ことを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならぬ。

（役員の連帯責任）

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対し第三十四条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行つて悪意又は重大過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る当事又は会計主任の承諾を得て、第三項の規定により提供することができる。

(総会の招集)

第四十五条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が組合員の五分の一（これを下回る割合）を定款で定めた場合にあつては、その割合を定めた場合で定めたところにより、いつでも招集することができる。

3 組合員が總組合員の五分の一（これを下回る割合）以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

6 前項第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事事が總会招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て總会を招集することができる。

7 前項の請求をした日から十日以内に理事事が總会招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て總会を招集することができる。

(総会招集の手続)

第四十六条 総会の招集は、総会の日の十日前までに、その期間に定められた方法に従つてしまふならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第四十七条 総会の招集は、通常総会は、定款により、毎事業年度一回招集しなければならない。

2 組合員が總組合員の過半数（これを上回る割合を定めた場合を除いて、その割合）以上

3 第一項の規定による責任の免除の者の住所（その者が別に通知又は催告を受けた場所又は連絡先を組合に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

(通知又は催告)

第四十八条 組合の組合員に対してもする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したそ者の住所（その者が別に通知又は催告を受けた場所又は連絡先を組合に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

(総会の決議事項)

第四十九条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(延期又は続行の決議)

第五十条 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十七条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第五十一条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第四十七条第一項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

(特別の決議)

第五十二条 次に掲げる事項は、總組合員の過半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その期間）前までに、総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしまふならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第五十三条 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十七条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第五十四条 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

(解散の事由)

第五十五条 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剩余金の処理)

第五十六条 組合の会計は、原則として主務省令で定める場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(会計の原則)

第五十七条 組合は、毎事業年度、剩余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

(解散及び清算)

第五十八条 組合は、次の事由によつて解散する。

1 総会の決議

2 組合の合併（合併により当該組合が消滅する場合に限る。次条において同じ。）

3 組合についての破産手続開始の決定

4 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

(解散の事由)

第五十九条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算人)

第六十条 会社法第四百七十五条（第一号及び第二号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十二条、第四百八十三条第四項及び第五百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六

つては、その割合）が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

(理事及び監事の説明義務)

第五十二条 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(会計の原則)

第五十七条 組合は、毎事業年度、剩余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

(解散及び清算)

第五十八条 組合は、次の事由によつて解散する。

1 総会の決議

2 組合の合併（合併により当該組合が消滅する場合に限る。次条において同じ。）

3 組合についての破産手続開始の決定

4 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

(解散の事由)

第五十九条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算人)

第六十条 会社法第四百七十五条（第一号及び第二号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十二条、第四百八十三条第四項及び第五百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六

八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三十三条まで、第五百七条、第八百六十八条规定、第八百六十九条、第八百七十一条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の解散及び清算について、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十六条まで（第三十条第四項を除く。）、第三十七条（第十項を除く。）、第四十五条第二項から第四項まで（第四十六条並びに第五十二条並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一條第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項、第三百八十二条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二项（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定は組合の清算人について、同法第七編第二章第二节（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定は監査権限限定組合にあっては、監査役に係る部分を除く。）の規定は組合の清算人の責任を追及する訴えについて、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定は監査権限限定組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項、第四項から第九項まで並びに第十一項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条第一項中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法

務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中（次に掲げる株主」とあるのは「組合員の五分の一以上）の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七章 組合変更、合併及び新設分割

第一节 組合変更

第一款 株式会社への組合変更

（組織変更）組合は、その組合を変更して株式会社になることができる。

2 組合は、前項の組合変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社」という。）の定款を示してしなければならない。

（組織変更計画）

5 組合が組織変更をする場合には、当該組合は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

6 第二項の目的、商号、本店の所在地及び発行することができる株式の総数

7 第二項の定款で定める事項

8 第二項の監査の範囲を会計に關するものに限する旨の定款の定めがある株式会社

9 第二項の監査の範囲を会計に關するものに限する旨の定款の定めがある株式会社

10 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

11 組合が組織変更後株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

12 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の款において「効力発生日」という。）

13 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

14 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

15 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

16 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

17 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

18 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

19 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

20 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

21 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

22 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

23 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

24 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

25 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

26 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

27 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

28 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

29 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

30 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

31 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

32 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

34 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

35 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

36 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

37 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

38 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

39 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

40 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

41 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組合変更をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組合変更後株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

八 組合変更後における組合員の権利に関する事項

九 組合変更がその効力を生ずべき日（以下この款において「効力発生日」という。）

十 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

十一 組合が組織変更後株式会社の監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

十二 組合が組織変更をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの

十三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

十四 前項の規定にかかわらず、組織変更をする組合が同項の規定による公報を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公報方法により掲げるときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

十五 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者に弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組合組織変更をしてきたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに對し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組合組織変更をしてきたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

十六 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

十七 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

十八 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

十九 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十一 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十二 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十三 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十四 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十五 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十六 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十七 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十八 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

二十九 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

三十 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

三十一 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

三十二 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

三十三 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

三十四 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者を害するおそれがないときは、これに限りでない。

三の規定は、組織変更時発行株式について準用する。この場合において、同法第二百十三条の二第一項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは、「技術研究組合法第七十二条第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは、「技術研究組合法第七十二条第二項」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）」とあるのは、「技術研究組合法第六十一条第一項」に規定する組織変更をする組合の理事」と、「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の効力発生日の変更）

第七十六条 組織変更をする組合は、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、組織変更をする組合は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前日の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。（組織変更の認可）

第七十七条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。
二 第六十二条第一項第七号の資本金及び資本準備金の額が、第六十六条の規定により適正に計上されていること。
三 第六十五条第一項の規定による株式の割当てが適正に行われていること。

四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて第六十二条第一項第五号の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

五 合員であつて第六十二条第一項第五号の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後株式会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。（組織変更の効力の発生等）

第七十七条 組織変更をする組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日に、組織変更後株式会社となる。

2 組織変更をする組合は、組織変更の効力が生じた日に、第六十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする組合の組合員は、組織変更の効力が生じた日に、第六十二条第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4 前三項の規定は、第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。（組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等）

第七十九条 組織変更後株式会社は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第六十三条第一項の書面又は電磁的記録及び第六十四条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 組織変更後合同会社の資本金の額に関する事項
六 組織変更がその効力を生ずべき日（以下この款において「効力発生日」という。）

七 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十条の規定は第六十七条の規定による組織変更時発行株式の発行を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十二条第一項、第八百七十三条本文、第八百七十五条から第八百七十七条まで及び第八百七十八条第一項に係る部分を除く。）、第八百七十三条本文、第八百七十二条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十七条まで及び第八百七十八条第一項の規定はこの条において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。

第二款 合同会社への組織変更（組織変更）
組合は、その組織を変更して合同会社になることができる。

第八十一条 組合は、前項の組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 第五十五条の規定は、前項の決議について準用する。

3 第二項の総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の合同会社（以下「組織変更後合同会社」という。）の定款を示してしなければならない。

第八十二条 組合が組織変更をする場合には、当該組合は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後合同会社の目的、商号及び本店の所在地
二 組織変更後合同会社の社員についての次に掲げる事項
　　イ 当該社員の氏名又は名称及び住所
　　ロ 当該社員の全部を有限責任社員とする旨

一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。
二 第八十二条第四号の資本金の額が、前条の規定により適正に計上されていること。

三 第八十二条第二号への組織変更後合同会社の社員の出資の価額が第八十三条の規定により適正に定められていること。

四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて組織変更後合同会社の社員とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて組織変更後合同会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

六 組織変更がその効力を生ずべき日（以下この款において「効力発生日」という。）

（組織変更の効力の発生等）
第八十三条 前条第二号への組織変更後合同会社の社員の出資の価額は、組織変更をする組合の事業に対しても当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。
（資本金として計上すべき額等）
第八十四条 組织変更後合同会社の資産及び負債の価額は、第八十七条において準用する第六十三条第一項の組織変更計画開始日ににおける組織変更をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。
（組織変更後合同会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。
前二項に定めるもののほか、組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。
（組織変更の認可）
組合は、前項の組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。
第二項の規定は、前項の決議について準用する。

3 前二項に定めるもののほか、組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。
（組織変更の認可）
組合は、主務大臣の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。
主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

2 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

3 第二項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

2	組織変更をする組合は、組織変更の効力が生じた日に、第八十二条第一号から第三号までに掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。
3	組織変更をする組合の組合員は、組織変更の効力が生じた日に、第八十二条第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後合同会社の社員となる。
4	前三項の規定は、次条において準用する第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (株式会社への組織変更に関する規定の準用)
5	十四条の規定による手續が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (株式会社への組織変更に関する規定の準用)

2	第六十三条、第六十四条、第七十六条及び第七十九条の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十三条第二項第一号中「第六十一条第二項」とあるのは、「第八十一条第二項」と読み替えるものとする。 (組織変更の無効の訴え)
3	会社法第八百二十八条规定(第六号に係る部分に限る)、及び第二項(第六号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七号から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあっては、監査役に係る部分を除く)は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
4	第二節 合併 第一款 吸収合併
5	(吸収合併)

2	組合は、吸収合併(組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下同じ。)をすることができる。
3	第五十二条の規定は、前項の決議について準用する。
4	第二項の総会の招集は、吸収合併契約の要領を示してしなければならない。 (吸収合併契約)
5	組合が吸収合併をする場合には、吸収合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならぬ。

2	第一項の書面の閲覧の請求
3	第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
4	第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
5	第一項の電磁的記録に記録された事項を電子的方法であつて吸収合併消滅組合の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

ばならない。ただし、当該吸收合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸收合併の認可)

第九十六条 吸收合併は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、吸收合併契約の内容を記載した書面及び吸收合併後の吸收合併存続組合の定款並びにその試験研究の実施計画、吸收合併の効力発生日の属する事業年度の事業計画及び収支予算その他の主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該吸收合併が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 吸收合併存続組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 吸收合併手続並びに吸收合併存続組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 吸收合併存続組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 吸收合併存続組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。

(吸收合併の効力の発生等)

第九十七条 吸收合併存続組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいづれか遅い日に、吸收合併消滅組合の権利義務(当該吸收合併消滅組合がその行う事業に係る主務大臣の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

2 吸收合併契約において第九十条第三号に掲げる事項について定めた吸收合併存続組合は、吸收合併の効力が生じた日に、当該定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとのみなす。

(吸收合併手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第九十八条 吸收合併存続組合は、吸收合併の効力が生じた日から六月間、第九十二条及び第九十五条の規定による手続その他の吸收合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の主要な事務所に備え置かなければならない。

2 吸收合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸收合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

3 前項の書面の閲覧の請求

請求をするには、当該吸收合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

4 第二項の総会の招集は、新設合併契約の要領及び新設合併により設立する組合(以下「新設

合併設立組合」という。)の定款を示してしなければならない。

(新設合併契約)

第一百一条 組合が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併設立組合の事務所の所在地

二 新設合併設立組合の事業、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立組合の定款で定める事項

四 前号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五百二条 新設合併消滅組合は、新設合併契約備置開始日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 前項の「新設合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいづれか早い日をいう。

一 第百条第二項の総会の日の十日前の日

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告日の日のいづれか早い日

3 新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅組合は、当該債権者に對し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併の認可)

第五百四条 新設合併は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、新設合併契約の内容を記載した書面及び新設合併設立組合の定款並びにその試験研究の実施計画、新設合併設立組合の成立すべき日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の氏名及び住所その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設合併が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 新設合併設立組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 新設合併手続並びに新設合併設立組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容

2 新設合併消滅組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅組合及び新設合併設立組合の名称及び主たる事務所の所在地

三 新設合併消滅組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

四 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

三 前項の規定にかかるらず、新設合併消滅組合の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

四 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併をしても当該債権者に對し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併の認可)

第五百四条 新設合併は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、新設合併契約の内容を記載した書面及び新設合併設立組合の定款並びにその試験研究の実施計画、新設合併設立組合の成立すべき日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の氏名及び住所その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設合併が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 新設合併設立組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 新設合併手続並びに新設合併設立組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(新設合併の無効の訴え)

2
該新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当
間内は、いつでも、次に掲げる請求をすること
ができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる
請求をするには、当該新設合併設立組合の定め
た費用を支払わなければならぬ。
一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務
省令で定める方法により表示したものの閲覧

新設合併設立組合の設立については、適用しない。
新設合併設立組合の定款は、新設合併消滅組合が作成する。
(新設合併手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

四 新設合併設立組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。
(新設合併の効力の発生)

三 新設合併設立組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するこ^{二。}

四 新設分割設立組合が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

五 新設分割後における、新設分割をする組合の組合員の権利に関する事項

六 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(新設分割計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百十一条 新設分割をする組合は、新設分割計画を開始日から新設分割設立組合の成立の日画布置開始日から新設分割設立組合の成立の日

(新設分割計画)
第一百十条 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 新設分割設立組合の事業、名称及び主たる事務所の所在地
二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立組合の定款で定める事項
三 新設分割をする組合の組合員であつて、新設分割設立組合の組合員となる者の氏名又は

〔百九条〕組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する組合に承継させることができる。

2 組合は、前項の分割（以下この款において「新設分割」という。）をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設分割計画の要領及び新設分割により設立する組合（以下「新設分割設立組合」という。）の定款を示してしなければならない。

十三条（第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（監査権限限定組合にあっては、監査役に係る部分を除く。）は新設合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条规定第六項、第八百七十二条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十三条の二、第八百七十七条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

がでてくる旨
前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するもの）を除く。）は、することを要しない。

2 ことができる。
新設分割をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 新設分割をする旨

二 新設分割設立組合の名称及び主たる事務所の所在地

三 新設分割をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べること

第一項の書面の閲覧の請求

第二項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

第三項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割をする組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(債権者の異議)

（債権者の異議）

までの間、新設分割計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

二 前項の「新設分割計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 第百九条第二項の総会の日の十日前の日

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

三 新設分割をする組合の組合員及び債権者は、当該組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をることができる。
ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

六 前各号に掲げるもののほか、新設分割により、新設分割設立組合の業務の健全な運営による障害を生ずるおそれがないこと。
(新設分割の効力の発生等)

第二百四十四条 新設分割設立組合は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割をする組合の権利義務を承継する。

前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者であつて、第二百十二条第二項の各別の催告を受けなかつたもの(同条第三項に規定

三 新設分割設立組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 新設分割設立組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。

五 新設分割により、新設分割をする組合の組合員であつて新設分割設立組合の組合員となる者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

分割設立組合の成立すべき日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の氏名及び住所その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 新設分割設立組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 新設分割手続並びに新設分割設立組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容

債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設分割をする組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設分割しても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設分割の認可)

する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において新設分割後同じ。)は、新設分割計画において新設分割後同じ。)は、新設分割をする組合に対し債務の履行を請求することができる。第一項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者であつて、第百十二条第二項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立組合に対し債務の履行を請求することができないものとされ得るときで、当該組合が新設分割設立組合の成立の日にしていた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割設立組合の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(新設分割の無効の訴え)

第百一十七条 会社法第八百一十条第一項（監査役の監査権限に係る部分に限る。）及び第二項（第十号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第十号に係る部分に限る。）、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条第一項（第四回に係る部分に限る。）及び第二項、第八百四十四条规定並びに第八百四十六条の規定（監査権限に係る部分を除く。）

は、新設分割の無効の訴えについて準用する。
第二款 株式会社を設立する新設分割
(新設分割)

2 承認させることであります。

組合は、前項の分割（以下この款において「新設分割」という。）をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けるなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準

4 用する。
第二項の総会の招集は、新設分割の要領
及び新設分割により設立する株式会社（以下
「新設分割設立株式会社」という。）の定款を示
してしなければならない。
(新設分割計画)

第一百十九条 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割設立株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行することができる株式の

二 総数
前号に掲げるもののほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項
三 新設分割設立株式会社の設立に際して取締役となる者の氏名
四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める

事項
イ 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社である場合、新設分割設立株式会社の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

新設分害計立株式会社が監査役設置会社
（監査役の監査の範囲を会計に関するもの

ハ に限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。」である場合 新設分割設立株式会社の設立に際して監査役となる者の氏名 新設分割設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立に際して監査役となる者の氏名又

設立に際して会計監査人となる者の氏名
は名称
新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割をする組合の組合員に対して交付する当該新設分割設立株式会社の株式の数（新

設分割設立株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法

新設分社設立株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項
新設分割後における、新設分割をする組合の組員の権利に関する事項
前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

新設分割設立株式会社が監査等委員会設置会である場合には、前項第三号に掲げる事項の取締役となる者とそれ以外の監査等委員である取締役となる者とそれを区別して定めなければならない。

二十条 新設分割をする組合の組合員は、新設分割計画の定めるところにより、新設分割設立株式会社の株式の割当てを受けるものとする。

事業に対して当該組合員がした負担及び寄与程度を勘案して定めるものとする。

七十五条並びに第八百七十六条の規定は、第一項の規定により株式を割り当てる場合について準用する。この場合において、必要な技術的替えは、政令で定める。

二十一多
新設分害詔立株式会社の資産及び
債の価額は、第百三十四条において準用する

2 第百十一条第一項の新設分割計画備置開始日における新設分割をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

新設分割設立株式会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債べき額は、前項に規定する資産の価額から負債

4 前三項に定めるもののほか、新設分割に際しては、資本準備金として計上しなければならない額は、資本準備金として計上しないことといたる額を差し引いた額とする。ただし、その二分の一を超えない額は、資本金として計上しならぬことができる。

ての計算に關し必要な事項は、主務省令で定め
る。

の株式を発行することができる。この場合においては、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

分割時発行株式」という。)の数(新設分割設立株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、新設分割発行株式の種類及び數。以下この款において同じ。)

四 新設分割時発行株式と引換えにする金銭の額は、その旨並びに当該財産の内容及び価額は、その旨並びに当該財産の額をいう。(以下「新設分割時発行株式」と定める。)又はその算定方法の款において同じ。)三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、新設分割時発行株式の額は、その旨並びに当該財産の内容及び価額は、その旨並びに当該財産の額をいう。

五 払込み又は前号の財産の給付の期日
五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

時發行株式の引受けの申込みをしようとする者に對し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

扱いの場所

三 組合の総会の議事録
四 資本金の額が第八十四条の規定に従つて計上されたことを証する書面
五 第八十七条において準用する第六十四条第二項の規定による公告及び催告(第八十七条において準用する第六十四条第三項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担

二 百七条第九項第五号に掲げる場合に
は、同号の金銭債権について記載された
会計帳簿

(1) 檜査役が選任されたときは、検査役の
調査報告を記載した書面及びその附属
書類

(2) 第百三十条において準用する会社法第
二百七条第九項第三号に掲げる場合に
は、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 第百三十条において準用する会社法第
二百七条第九項第四号に掲げる場合に
は、同号に規定する証明を記載した書面
及びその附属書類

4) 第百三十条において準用する会社法第

書面

八 法人が組織変更後合同会社を代表する社員となるときは、次に掲げる書面
　　イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

九 口 当該社員の職務を行なうべき者の選任に関する書面

ハ 当該社員の職務を行なうべき者が就任を承諾したことを証する書面
　　一 新設分割設立合同会社の登記の申請

一 計上されたことを証する書面

二 合同の総会の議事録

三 資本金の額が第二百三十九条の規定に従つて

四 第一百四十三条において準用する第二百十二条の規定による公告及び催告（第二百四十四条により公報を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従つて同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合があつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 新設分割設立合意書会社を代表する社員が法人であるときは、次に掲げる書面

イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面

ハ 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

八 新設分割設立合意書会社の業務を執行する社員（前号に規定する社員を除く。）が法人であるときは、前号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。

九 商業登記法第八十四条第一項、第八十七条第二項及び第八十八条の規定は、第一百五十五条の会社法第九百四十四条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（第九章 雜則）

（不服の申出）

第一百七十三条 組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると思料する組合員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を主務大臣に申し出ることができる。

二 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置をとらなければならない。

（検査の請求）

第一百七十四条 組合員は、その総数の十分の一以上との同意を得て、その組合の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。

二 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第一百七十五条 組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

二 前項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定める。

(報告の徵収)
第一百七十六条 主務大臣は、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の執行状況その他組合の一般的な状況に関する報告であつて、組合に関する行政を適正に処理するため特に必要なものを徴することができる。

主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合からその業務又は会計に関する必要な報告を徴することができる。

(検査等)

第一百七十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

又は会計の状況を検査することができる。

前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(法令等の違反に対する処分)

第一百七十八条 主務大臣は、**第一百七十六条**第三項の規定により報告を徴し、又は**第一百七十四条**第三項若しくは前条第一項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に對し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

主務大臣は、組合が前項の命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に對し、解散を命ずることができる。

主務大臣は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

項の規定又は第六十条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十三 第三十二条（第六十条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第三十三条第一項（第六十条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第六項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

十五 第三十三条第三項（第六十条において準用する場合を含む。）又は第三十六条の二（第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六 第四十四条の規定に違反したとき。

十七 第六十条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 第六十条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十九 満算の結了を遅延させる目的で、第六十条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第六十条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十一 第六十条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

二十二 第八十九条第一項から第四項まで、第一百条第二項から第四項まで又は第一百九条第二項から第四項までの規定に違反して、吸収合併、新設合併又は同条第二項に規定する新設分割の手続をしたとき。

二十三 第九十五条第一項若しくは第五項、第一百三条第二項若しくは第五項又は第一百十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して、吸収合併、新設合併又は第一百九条第二項に規定する新設分割をしたとき。

二十四 第百七十五条第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十五 第百七十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第一百九十条 第四条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百九十二条 次の場合には、組合の役員は、十円以下の過料に処する。

一 第十八条第二項又は第二十条の規定に違反したとき。

二 第五十七条の規定に違反したとき。

附 則 抄

(施行期日)

附 則 (昭和三八年七月九日法律第一二六号) 抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年六月九日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五九年五月一六日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのために手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
**附 則 (平成六年一月一日法律第九
七号) 抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
**附 則 (平成七年一二月二〇日法律第一
三七号) 抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
**附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一
六〇号) 抄**
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、一千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
**附 則 (平成一七年三月三一日法律第二
一号) 抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
第八十九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。
附則（平成一八年六月一五日法律第七五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
(鉱工業技術研究組合法の一一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、第五条の規定による改正後の「新鉱工業技術研究組合法」(以下「新鉱工業組合法」という。)第十六条において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十三条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十四条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法第三十五条の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十五条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法第三十五条の第七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十六条 第五条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合法(以下「旧鉱工業組合法」という。)の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

(処分等の効力)

第五十三条 旧協同組合法、旧輸出入法、旧輸出水産業法、旧団体法、旧鉱工業組合法又は旧商店街組合法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ新協同組合法、新輸出入法、新輸出水産業法、新団体法、新鉱工業組合法又は新商店街組合法の相当規定によつてした

(罰則に関する経過措置)

法又は新商店街組合法の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条中信託法第一百四十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定（第十九条の二）の下に「第十九条の三、第二十二条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「（同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）を削る部分及び「事務所」との下に「（同法第十二条の二第五項中「營業所（会社にあつては、本店）とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と）を、「選任された者」との下に「（同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第一百四十五条」と記法第一百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第一百四十五条」と号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定（次号に掲げる部分を加える部分に限る。）及び同法第六十条第六号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第二十六条の規定、第二十七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第一百七十七条（次号に掲げる部分を除く。）、第二十九条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第三十五条第三項の規定、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定（第二十四条第十五号を除く。）（に改める部分及び第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）を「第二十四条第十五号を除く。」を「第二十二条第一項に改める部分に限る。）、第三十五条第三項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定（第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）（に改める部分及び第二十二条第一項に改める部分に限る。）、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第二百六十六条の改正規定

「商業登記法第百四十五条」とあるのは、「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。)、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第百三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(第十七条から)の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第一百二条中技術研究組合法第一百六十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第一百三十三条第三項の規定、第一百七条中投資事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第十九条の三、第二十二条」を加える部分に限る。)並びに第百十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第一百三十二条)を「第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第一項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。)、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。)並びに同法第九十五条、第一百五十五条第一項の改正規定(「以下この条」の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第一百五十五条第二項第一号の改正規定、同法第一百五十五条第一項の改正規定(「以下この条」の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える改正規定、同法第二百三十三条に次のように加える改正規定、同法第二百三十三

五百九十九条の二第二項第四号を加える部分に限る)、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一條中会社更生法第二百六十二条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条の改正規定、第五十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の目次の改正規定(從たる事務所の所在地における登記(第三百十二条第一三百二十四条)を「削除」に改める部分に限る)、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五条及び第三百一十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定(第四十九条から第五十二条まで)を「第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「一支店」とあるのは「從たる事務所」とを削る部分に限る)並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(「第三項を除く」)、第十八条を削る部分に限る)、第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定 同法第八十九条の四第二項を削る改正規定 同法第九十条の改正規定(「第十七条から」)の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五条)第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号

で〔に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、支店とあるのは「従たる事務所」〕を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六條の二中「商業登記法〔とあるのは「保険業法（平成七年法律第八十四条第一項及び第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定〔並びに〕を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。」、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定〔〔、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）〕を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と「を加える部分を除く。」並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第一百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律規定、第四十五条第一項の改正規定〔〔、第二十二条第二項第七号の次に「一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定〔〔、第二十七条〕〕を「第十九条の三〕に、「印鑑の提出」を「〕、第二十二条第二項第七号の次に「一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項若しくは第三十一条第二項に規定する法律の三〕に、「印鑑の提出」を「〕、第二十二条第二項第七号の次に「一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項と〕の下に「同法第一百四十六条の二中

「商業登記法」ことあるいは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)」第一百八十九条第一項において準用する商業登記法(同法第四十五条)と、「商業登記法第百四十五条」とあるいは「資産の流動化に関する法律(同法第八十三条第一項)において準用する商業登記法(同法第四十五条)と」を加える部分を除く)及び同法第三百六十六条第一項第十七号の次に「一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の与に関する法律(同法第九百三十七条第一項)を削る部分に限る)」を削る部分に限る)。第五十二条第一項第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る)。第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る)。二十二条の改正規定(「同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る)。第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)並びに同法第八十三条の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)。第五十六条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同法第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く)。第七十二条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第三十四条第一項の改正規定(同法第四十三条の七第三項ヲ除ク)を「第十七条」に改める部分に限る)。第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に「一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部

附則（令和四年六月一七日法律第六八八号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

第三十二章の規定及び第三百八十八条の規

公布の由 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正

規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

「の臍本」の下に「又は電磁的記録に記録され
る事項の全部を記録」と電磁的記録

改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百四十一條第一項第三号

改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び

同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二
三条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪
処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

民法第九十九条第一項及び第一百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当

第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第一項の改正規定、第四十八条及び第四章の規

第十八条中民事訴訟費用等に関する法律
第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八

十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の
護等に関する法律第三項の文三規定

議等に關する法律第十一章第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条

規定 公布の日から起算して「一年六月を超える」範囲内において政令で定める日

(前号に掲げる改正規定を除く。) 並びに第百十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）
会社法改正附則第一条ニズム書に規定する規

会社法改正附則第一条が改正され定められた期
定の施行の日